

「たけはら生活応援商品券」使用店舗募集要項

1 趣旨

竹原市では、食料品等の物価高騰の影響を受ける生活者の支援等を目的として、全市民に「たけはら生活応援商品券」(以下「商品券」という。)を配布します。

この度、商品券の発行に伴い、本商品券を使用できる店舗(以下「使用店舗」という。)を募集します。

2 商品券配布事業の実施主体

商品券配布事業は、竹原市が実施主体となり、株式会社日本旅行広島支店に事務局を委託して実施するものです。

3 商品券の概要

名称	たけはら生活応援商品券
発行者	竹原市
発行総額	110,380,000 円(想定)
発行数	22,076 冊(想定)
1冊の内容	1,000 円券×5枚
商品券使用期間	令和8年4月29日(水)から令和8年7月31日(金)まで
対象者	令和8年1月1日時点で竹原市の住民基本台帳に記録されている者
使用店舗	竹原市内の店舗から公募により決定(約200店舗を想定)

4 商品券の取扱い

- (1) 商品券の使用店舗において、使用期間内に限り使用可能であること。
- (2) 購入後の返品はできないこと。
- (3) 現金との引換えは行わないこと。
- (4) 釣り銭は支払わないこと。
- (5) 盗難、紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者は責を負わないこと。

5 商品券の使用対象とならないもの

- (1) 出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場(一時預りを除く。)等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との引換え、売買、金融機関への預け入れ、電子マネー等へのチャージ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業に係る支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 使用店舗が指定するもの
- (10) その他、竹原市が本商品券の発行趣旨にそぐわないと指定するもの

6 使用店舗の応募資格

使用店舗は、市内に事業所又は店舗がある飲食・小売・サービス事業者等を対象に募集します。

ただし、次の事業者は対象となりません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行う者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員が関与する者。
- (4) その他、竹原市が対象外とすることが適当であると認めた者。

7 使用店舗の責務

- (1) 商品券の使用店舗であることが明確になるよう、事務局が配布するポスターを使用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 使用者が商品券を持参したときは、受け取る前に見本券や偽造防止策により正規のものであるか確認し、偽造された商品券と判別できる場合は商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局まで報告してください。また、商品券の裏面に使用店舗名が記入されているものは受取りを拒否してください。
- (3) 商品券を受け取ったときは、他店での使用を防止するため、裏面の所定欄に使用店舗名を必ず記入（スタンプ可）してください。
- (4) 商品券の現金との引換え、譲渡、転売は行わないでください。使用期間内において使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 使用店舗自らの事業上の取引（商品の仕入れなど）に使用しないでください。
- (6) 使用済商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は使用店舗の負担とします。
- (7) 使用店舗の登録事項に変更があったときは、速やかに届け出てください。

8 使用店舗の登録

- (1) 募集期間 令和 8 年 3 月 16 日（月）から 6 月 30 日（火）まで
※4 月 10 日（金）までにお申し込みのあった使用店舗については、商品券配布時に同封する使用店舗一覧チラシに店名を掲載します。
- (2) 登録料 不要
- (3) 申込方法
インターネットからお申し込みください。インターネットからお申し込みができない場合は、「たけはら生活応援商品券使用店舗登録申込書」に必要事項を記入し、竹原市役所産業振興課へ持参もしくは事務局への郵送・メールにてお送りください。
- (4) 使用店舗の承認
申込受付後、必要事項を確認し、使用店舗として承認し、後日ポスター、商品券の見本券、商品券の取扱や換金に関するマニュアル等を送付します。
- (5) 登録の取消
使用店舗が本要項に違反すると認められる場合は、登録を取消するとともに、店舗名の公表、換金の拒否等を行う場合があります。

9 商品券の換金

(1) 換金期間 令和8年4月29日～8月21日

※換金期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても換金できません。

(2) 換金手数料 不要

(3) 換金方法

裏面の所定欄に店舗名を記入（スタンプ可）した使用済商品券の半券（使用店舗控え）部分を切り取り、大きい方の半券（裏面に店舗名を記入したもの）を専用封筒（事務局にて送料負担）に入れて、事務局へ送付してください。

(4) 注意事項

- ・小さい方の半券は使用店舗控えになりますので、換金が終わるまで大切に保管してください。
- ・口座振込以外の換金はいたしません。
- ・事務局では、換金の対応はいたしません。

(5) 換金日程

たけはら生活応援商品券事業 換金日程		
換金回数	回収期間	入金予定日
1回目	4/29（水）	5/8（金）
2回目	4/30（木）～5/7（木）	5/15（金）
3回目	5/8（金）～5/14（木）	5/22（金）
4回目	5/15（金）～5/21（木）	5/29（金）
5回目	5/22（金）～5/28（木）	6/5（金）
6回目	5/29（金）～6/4（木）	6/12（金）
7回目	6/5（金）～6/11（木）	6/19（金）
8回目	6/12（金）～6/18（木）	6/26（金）
9回目	6/19（金）～6/25（木）	7/3（金）
10回目	6/26（金）～7/2（木）	7/10（金）
11回目	7/3（金）～7/9（木）	7/17（金）
12回目	7/10（金）～7/16（木）	7/24（金）
13回目	7/17（金）～7/22（水）	8/3（月）
14回目	7/23（木）～7/31（金）	8/12（水）
15回目	8/1（土）～8/12（水）	8/21（金）
16回目	8/13（木）～8/21（金）	8/31（月）

10 使用店舗の広報

竹原市ホームページにおいて、使用店舗の情報を掲載します。また、4月10日（金）までにお申し込みのあった使用店舗については、商品券配布時に同封する使用店舗一覧チラシに店名を掲載します。

※使用店舗のお申し込み時の情報がそのまま掲載されますので、誤記等のないようお気をつけください。

11 使用店舗に関するお問い合わせ

たけはら生活応援商品券事務局（事業受託者 株式会社日本旅行広島支店）

〒732-0821 広島市南区大須賀町13-9 ベルビュオフィス広島1階

専用 TEL 090-7132-0269（月曜日～金曜日※祝日を除く9時30分～17時30分）